

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

健康福祉局	(平成22年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>3 維持</p> <p>(2) 共葬墓地の委託管理</p> <p>市と共葬墓地の管理者の間で委託内容や管理責任の範囲を定めた文書を取り交わしておらず、市（委託者）と共葬墓地の管理者（受託者）の管理責任の範囲が不明確になっている。</p> <p>共葬墓地とはいえ、市の公有財産で行われている事業であることから、共葬墓地の管理者への委託内容や管理責任の範囲を不明確なままとするのは不合理である。</p>	<p>共葬墓地の管理者の業務は、共葬墓地の維持管理、貸出し、焼骨の埋葬及び改葬に関することであることを明記した共葬墓地管理業務確認書を整備し、平成25年11月19日までに、すべての共葬墓地管理者と確認書を取り交わした。</p>	